

令和6年（2024年）2月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会会議録

2月2日（金）

午前10時01分 開会

午前11時36分 閉会

令和6年2月2日（金曜日）午前10時01分開会

○出席議員

2番	池城 健	議員	3番	座間味 靖	議員
4番	大城 喜弘	議員	6番	宜保 安孝	議員
7番	伊佐 園恵	議員	8番	糸数 貴子	議員
9番	豊見山常和	議員	10番	國吉 雅和	議員
11番	福地 義広	議員	12番	新川 喜男	議員
13番	岸本 一徳	議員	14番	国吉 亮	議員
15番	永山盛太郎	議員	16番	赤嶺 秀徳	議員
17番	比嘉 拓也	議員	18番	大城 節子	議員
19番	吉浜 覚	議員	20番	我謝 孟範	議員
21番	知花 心樹	議員	22番	玉那覇 登	議員
23番	又吉 正信	議員	24番	浦崎 暁	議員
25番	金城 由美	議員			

○欠席議員

1番	友寄 永三	議員	5番	前川 秀和	議員
----	-------	----	----	-------	----

○説明のため出席した者

広域連合長	中村 正人			
副広域連合長	仲間 一			
副広域連合長	照屋 勉			
事務局長	比嘉 哲也			
総務課 課長	嘉陽 宗彦	主査	宮平 隆	
管理課 課長兼会計室長	山城 敬	副主幹	金城 秀樹	
		副主幹	宮城 顕治	
事業課 課長	安永 貴彦	副主幹	吉満 憲彦	
		副主幹	仲宗根 学	
		副主幹	榎 理宏	

令和6年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程(第1号)

開 会 令和6年2月2日
閉 会 令和6年2月2日 会期1日間

日程	議案	番号	件名	備考等
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3			議長諸般の報告	
4			沖縄県後期高齢者医療広域連合長行政報告	
5	議案	1	沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
6	議案	2	沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
7	議案	3	令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)	
8	議案	4	令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	
9	議案	5	令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	
10			一般質問	○伊佐 園恵 ○糸数 貴子
11			討論・採決	
12			議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書 (閉会中の継続審査の申し出)	議会運営委員会

(午前10時01分)

○議長(金城由美)

これより令和6年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は23名です。

議員定数は25名で定足数は13名です。よって定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午後10時04分 再開)

○議長(金城由美)

再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでです。

○議長(金城由美)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において8番、糸数貴子議員、9番、豊見山常和議員を指名いたします。

○議長(金城由美)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月2日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、会期は2月2日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

1番、友寄永三議員、及び5番、前川秀和議員より、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、議員選出について、令和5年9月13日付、那覇市選挙区選出の與儀喜邦議員の辞職により、同選挙区から15番、永山盛太郎議員が当選されました。

次に、令和5年12月13日付、宮古島選挙区選出の上里樹議員の辞職により、同選挙区から池城健議員が当選されました。所属は宮古市議会です。

今回、新たに当選されました池城健議員、永山盛太郎議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定いたします。

池城健議員を2番に、永山盛太郎議員を15番に指定いたします。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、監査委員より、令和5年6月分から令和5年11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書に写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻、議題といたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より、行政報告の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

おはようございます。

行政報告の前に、一言御挨拶と内容について御報告をいたします。

令和6年元日に、石川県能登半島地方を震源地とする地震により、犠牲となられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方にご心よりお見舞いを申し上げます。

皆様の御健康と一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度におきましては、令和6年度より子育てを全世帯で支援する観点から、出産育児一時金にかかる費用の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みが導入されます。

また、既に皆様も御承知のことと思いますが、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、令和6年の秋には現行の紙の健康保険証を廃止するという方針が示されております。

当広域連合としても厚生労働省や県構成市町村との情報共有を図り、高齢者の皆様が安心して受診できるよう周知・広報などに努めているところ

でございます。

議員の皆様におかれましては、後期高齢者医療制度の適正化、かつ安定した運営の実施に向けて引き続きお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、令和6年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が昨年8月25日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきましての概要報告をいたします。

昨年10月18日、熊本県において九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議が開催をされました。

九州ブロック協議会の要望事項については、議決後、全国後期高齢者医療広域連合協議会へ提出をされております。

11月15日に全国後期高齢者医療広域連合協議会により、全国の広域連合から要望事項を取りまとめ、武見敬三厚生労働大臣に対しての要望活動を行いました。

その内容は、マイナンバー制度関連について、広域連合や市区町村の意見を十二分に反映し、事務、財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十二分に把握し、検討した上で、具体的な方針を示すこと。また、被保険者がマイナ保険証のメリットを理解し、安心して利用できるよう、国は責任を持って対処すること。

標準システム関連について、次期標準システムの改修並びにクラウド化に伴い、増加する運用経費及び機器更改の開発遅延で生じた費用などについては、国による全額財政措置を行うこと。

また、システムの新たな機能や改善が必要な経費についても財政支援を行うことなどがあります。

そのほかにも医療保険制度改革関連について、保険料の軽減措置関連について、制度運営体制関連について、大規模災害関連についてなど、計6項目について要望をしております。

本日の定例会には、条例改正2件、補正予算1件、当初予算2件、合計5件の議案を提出しております。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げ、行

政報告といたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和6年2月2日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

令和5年度人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与を改定したため、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の比嘉でございます。よろしく申し上げます。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、令和5年度人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、職員の勤勉手当100分の97.5、6月に支給する場合においては100分の97.5、12月に支給する場合においては100分の107.5に、管理職に当たっては、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100

の127.5に改めるものでございます。

11ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第6、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和6年2月2日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

令和6年度及び令和7年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

議案書25ページを御覧ください。

今回の条例改正の内容につきましては、令和6年度から令和7年度までの保険料率の改正や、高

齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う改正等となっております。

議案書27ページをお開きください。

令和6年度から令和7年度における保険料の所得割率及び均等割額につきましては、所得割率を100分の8.88から100分の11.60に改め、均等割額を4万8,440円から5万6,400円へ改めるものでございます。

次に、所得の少ない方に対する保険料の減額につきましては、保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準を見直すもので、5割軽減の対象世帯に係る基準額につきましては、世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象世帯に係る基準額につきましては、世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額を53万円5,000円から54万5,000円へ改めるものでございます。

また、賦課限度額につきましては、66万円から80万円に改めるものでございます。

次に29ページ。

附則第4条、所得割率につきましては、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方、年金収入にして211万円以下の方を対象に、令和6年度は制度改正に伴う増加を抑えるために、所得割率10.18%を適用し対応するものでございます。

なお、賦課限度額を80万円に改める改正につきましても、激変緩和措置として賦課限度額の引上げを段階的に実施することとしており、令和6年度は73万円となっております。その激変緩和措置の対象者は、昭和24年3月31日以前に生まれた方や、令和7年3月31日までに障害認定で被保険者となった方です。

最後に、31ページは新旧対照表となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑は3回までとなっております。

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

この2号議案は、総体的に高齢者の皆さんの負担を伴う条例改正になっていると本員は考えておるわけなんです。まず所得割額の100分の11.60、それから均等割額が5万6,400円と、そして新たに出産育児一時金ですが、高齢者の皆さんの、いわゆるなぜ高齢者が出産育児一時金を見ていかなければならないのか。

全体的に捉えてみますと、やはり高齢者の皆さんは本当に裕福なのか。高齢者の皆さんは本当に身を削る思いで世の中を形成して、本来、国が高齢者の皆さんに対しての温かいもてなし、そして尊敬して、長らく安心して暮らせるような施策を国がやるべきなんだけど、なぜあえてこうも高齢者が負担をさらに強いられるのか。

そしてまた、先ほど言いましたが、出産育児一時金をなぜ高齢者が見なければいけないのか。もう高齢者は、子育て終って、現役を引退して、これから楽に余生を送るのが本来の在り方だと思うんですが、この点をどう捉えているか述べてもらいたいと思います。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

管理課長の山城でございます。よろしくお願いたします。

通告書の質疑についてお答えいたします。

我謝孟範議員の沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、8条改定及び9条改定について大幅な引上げをどう捉えるかについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除いた医療給付費のうち、国・県・市町村からの公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、残りの約1割を後期高齢者が負担する保険料で賄うことになっており、賄う保険料の総額から所得割率と均等割額を求めております。

これまで保険料率の上昇抑制のために活用してきました当広域連合管理の保険給付費等準備基金について、今回の令和6年度、7年度の改定にお

きましても約10億円を活用し、上昇を抑制するものでございます。

また、医療給付費が想定より過大となり、必要となる保険料が不足する等、万が一の事態に備えて積み立てております沖縄県管理の財政安定化基金が、保険料率上昇抑制に活用できないかを沖縄県と協議しましたところ、約13億5,000万円の活用が認められ、さらに今回の保険料率の上昇抑制につながったものであります。

これらの経緯も踏まえ、沖縄県後期高齢者医療制度運営するに当たり、条例の一部改正を行うものでございます。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

連合長にお伺いしますが、なぜあえて高齢者の枠組みが現役世代と高齢者にまたがってこの中で決めてつけているわけなんです。今から三十数年前に消費税が導入されているわけなんです。3%から5%、5%から8%、8%から10%、安倍内閣で2回上がっているんですよ。5%から8%、8%から10%。そのとき何て言ったかという、消費税の引上げ分は全て社会保障に回しますと約束していましたよ。

約束したんだけど、本来余るべきなんです。しかし、なぜ高齢者は年金も減額され、医療費も1割負担から2割負担、2割負担から3割負担にさせられて、さらにまた本来、国が施行すべき子育ての事業も全部高齢者に任すような、そういう仕組み、在り方、これをどう捉えるか。

連合長、やはり政治家ですから、そういうものも含めて分かりやすく全体の、連合会の、沖縄県の高齢者の方々の今後の行く末、こういうものも見えていかないといけないと思うんですが、どう捉えているか、ぜひ述べてもらいたいと思います。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

我謝議員の再質疑にお答えいたします。

これまで現役世代が負担しておりました出産育児一時金の財源につきましては、令和6年4月1日から施行されます全世代対応型の持続可能な社

会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)により、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度からも負担することとなっております。

この制度につきましては、今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化につきましては、新型コロナウイルス感染症下で出生数が将来人口推計よりも約7年程度早く減少するなど、危機的な状況であるため、少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されております。

(「連合長から答弁ありませんか」と言う者あり)

○議長(金城由美)

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

我謝議員にお答えをいたします。

先ほど事務局からいろいろと制度についての御説明をさせていただきました。

我謝議員の質疑の内容については、私も同感するところであります。しかしながら、物価高騰、さらには、この日本国においていろいろな局面が出ております。さらに少子化の対策をしっかりとやっていきたいと思いますというような国の制度下の中に、我々が後期高齢者医療、この議会において議論を交わしていく限界があるように思っております。

議員の趣旨は我々しっかり受け止めて、この内容を九州ブロック後期高齢者医療、さらには全国も含めて後期高齢に係る予算、さらには少子化対策、出産等含めて、国の責任においてしっかり行っていただきたいと思いますということも含めて、今後とも申し上げてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

我謝議員、質疑は3回までとなっておりますので、最後の質疑となりますので、よろしくお願いたします。

○我謝孟範議員

分かりました。

国は財政がひっ迫、だから全体で現役世代も後期高齢者世代も現状を認識せよと言わんばかりの

法律の改正。

そして、それをコロナとか様々な要因で金がかかって国はお金がない。だから、結果的に今の現状を認めろと。そう言っているわけですが、しかし、果たして本来の施策を取っているかどうかです。私から見れば、この出産育児一時金も本来国がやるべきであって、なぜそうかと言いますと、国は取るべきところから税金を取らないで、結果的に一般国民、庶民から税金を取っているわけなんです。

大企業、今、内部留保金を600兆円ぐらい持っているんですね。なぜそうなのか。消費税を上げた年から大企業は税金がまけられて、600兆円余りも税金がまけられている。そして消費税はどんどんどんどん上がって、本来、高齢者のための、社会保障のための予算に回すべきお金が、その大企業の減税分の穴埋めにされている。だからこそ、いくら消費税上げても足りない。それでも足りないで、高齢者から身を切るような施策を次々と断行する。そういうことが行われているわけです。

それから、また無駄遣い。沖縄県民の7割以上が辺野古の自然を破壊するなど。余りあるほどの沖縄で新たにまた基地をつくる無駄遣い。

連合長の地元でも今、前自治会長が自衛隊の基地建設を問題視している。先島にはどんどんどんどんミサイル基地が造られていく。そういう無駄なところが、なぜ国はあんなに無駄遣いしながら国民に向かって我慢せよと言うのか。そこら辺がやはりこれからの後期高齢者の皆さんの行く末が問われていくと思うんですよ。

国の在り方自体が根本的に変えない限りは、どんどんますます暮らし向きが悪くなる。そういうことをぜひ連合長は国に対して、これを具申してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長(金城由美)

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

先ほどと答弁は繰り返しになりますが、我謝議員のおっしゃっている内容については、高齢者の取り巻く環境というのは、今の世の中に社会的な情勢については物価高騰を含め大変厳しい状況になっているということは理解するところでありま

す。我々がこの議会においてこの議論を交わしていくということについては、いささかなじまないものなのかなと思っております。

そういったことでも議員からそのような御意見ということで拝聴いたしまして、九州並びに全国、さらには沖縄県において国会議員が選出をされておりますので、機会あるごとにそのような思いを告げてまいりたいということで御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長(金城由美)

これで通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第7、議案第3号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第3号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,587億397万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年2月2日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第3号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書の42・43ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。ページ下の合計欄を御覧ください。

今回の補正予算は、補正前の歳入歳出それぞれに139万8,000円を増額し、合計1,587億397万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳出である医療給付費の実績に応じた歳入歳出それぞれの科目ごと財源等を構成するものでございます。

50・51ページをお開きください。

歳入補正の主なものを御説明いたします。

2款1項1目療養給付費負担金を6億4,385万4,000円減額し、373億1,793万2,000円とするものでございます。

続きまして、2目高額医療費負担金を2億3,584万6,000円増額し、11億8,132万円とするものです。

2項国庫補助金1目調整交付金は、2億16万4,000円を減額し、119億1,683万円とするものです。

3款県支出金は、2億6,148万6,000円を増額し、134億7,136万3,000円とするものです。

4款支払基金交付金は、14億9,059万1,000円を減額し、634億6,092万円とするものです。

52・53ページにまたぎます。

8款1項基金繰入金1目後期高齢者医療基金繰入金は、18億3,736万5,000円を増額し、19億7,643万円にするもので、保険給付費準備基金から繰り入れするものでございます。

次に、54・55ページをお開きください。

歳出補正の主なものを御説明いたします。

2款1項療養諸費につきましては、20億8,450万8,000円の減額、2項の高額療養諸費に同額の増としており、2款を越えての増減はございません。

57ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。

令和6年度当初予算に計上しています医療給付関係帳票印刷等業務委託料、柔整二次審査業務委託料につきましては、事前に入札業務などを進める必要があるため、債務負担行為を追加補正するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑
はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第8、議案第4号、令和6年度
沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第4号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合一般会計予算。

令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般
会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、第1項歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ2億9,703万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区
分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月2日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させ
ますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上
げます。以上であります。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第4号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合一般会計予算について御説明いたします。

議案書の72・73ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございます。ページ下の
合計欄を御覧ください。

予算総額として、2億9,703万6,000円を計上し
ております。前年度と比べ1,901万円の増となっ
ております。一般会計の歳入のほとんどは市町村か
らの負担金でございます。

次に、76・77ページをお開きください。

歳出の主な内容について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、
2億9,081万6,000円を計上しており、前年度と比
べ1,849万5,000円の増となっております。

一般会計予算の中で、主要な歳出費目になりま
す。一般管理費の主なものとして、1節報酬400万
8,000円、2節給料1億1,212万円、3節職員手当
等7,979万8,000円、4節共済費4,367万円、8節旅
費316万6,000円を計上しております。

次に、78・79ページをお開きください。

9節交際費3万円、10節需用費352万1,000円、
11節役務費として通信運搬費140万4,000円、公金
事務取扱手数料に2,313万5,000円を計上しており
ます。歳出の主な増額の要因が公金事務取扱手
料の増額によるものでございます。

12節委託料として、財務会計システム保守委託
料290万4,000円、健康診断業務委託料28万1,000円、
財務諸表作成委託料に71万5,000円を計上してい
ります。

13節使用料及び賃借料として、事務所賃借料、
共益費、パソコン等賃借料等で1,496万9,000円を
計上しております。

80・81ページをお開きください。

3項1目監査委員費は86万3,000円を計上して
おります。

4款予備費は187万1,000円となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑
はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして日程第9、議案第5号、令和6年度
沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議
題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第5号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療

広域連合特別会計予算。

令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,796億423万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月2日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第5号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について御説明いたします。

議案書90・91ページをお開きください。

事項別明細書の総括です。ページ下の合計欄を御覧ください。

特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,796億423万3,000円を計上しております。前年度と比べ221億2,568万3,000円の増となっております。

次に、96・97ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

1款市町村支出金は333億4,845万5,000円で、前年度と比べ48億4,761万3,000円の増となります。市町村の負担金として、事務費負担金、保険料等負担金、療養給付費負担金がございます。

1項市町村負担金1目事務費負担金は8億

2,100万円で、前年度と比べ200万円の増となっております。

2目保険料等負担金は187億7,928万2,000円で、前年度と比べ31億4,880万1,000円の増となっております。所得の伸び、被保険者数の伸び及び保険料の見直し等を考慮し計上しております。

3目療養給付費負担金137億4,817万3,000円、前年度と比べ16億9,681万2,000円の増となっております。これは歳出予算において、療養給付費の12分の1を市町村が定率で負担するものでございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金433億674万4,000円、前年度と比べ53億4,495万8,000円の増となっております。療養給付費の12分の3を国が定率で負担するものでございます。

2目高額医療費負担金12億3,497万6,000円、前年度と比べ2億9,740万8,000円の増となっております。1件80万円以上の高額医療費の4分の1を国が負担するものであります。

2項国庫補助金1目調整交付金132億948万4,000円、前年度と比べ10億9,249万円の増となっております。広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容などの特別な事情により交付されるものであります。

2目後期高齢者医療制度事業費補助金4,711万1,000円、前年度と比べ1,234万2,000円の増となっております。健診事業費の3分の1補助でございます。

98・99ページをお開きください。

3目医療費適正化等推進事業費補助金につきましては、事業終了に伴い廃目となっております。

4目特別高額医療費共同事業費補助金については廃目とした上で、先ほどの2目2節の特別高額医療費共同事業費補助金に区分を移動し、1,052万1,000円を計上しております。

3款県支出金1項県負担金1目療養給付費負担金137億4,817万3,000円、前年度と比べ16億9,681万2,000円の増となります。療養給付費に対して12分の1を県が定率負担するものでございます。

2目高額医療費負担金12億3,497万6,000円、前年度と比べ2億9,740万8,000円の増となります。

1件80万円以上の高額医療費の4分の1を県が負担するものでございます。

2項財政安定化基金支出金1目財政安定化基金交付金につきましては、13億4,835万7,000円の増となっております。この基金は財政の安定化を図る目的で、国・県・広域連合が3分の1ずつ財源を負担して設置した基金の交付を受けるものであります。

令和6年度は、第2号議案の保険料率改定において、所得割率や均等割額の上昇抑制を図るため沖縄県国民健康保険課と協議を行い、財政安定化基金より交付を受けるものであります。

4款支払基金交付金718億762万3,000円、前年度と比べ73億1,717万7,000円の増となっております。支払基金が国保や被用者保険などの現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものの歳入であります。

100・101ページをお開きください。

5款特別高額医療費共同事業交付金1億4,975万2,000円、前年度と比べ1,751万2,000円の増となります。各広域連合の拠出金を財源として、国保中央会を通じて400万円以上の高額医療費に対して交付されるものであります。

8款繰入金1項基金繰入金1目後期高齢者医療基金繰入金1,000円。前年度と比べ1億3,906万4,000円の減となります。

財政安定化基金とは、広域連合の後期高齢者医療制度の財政の安定化を図る目的で設置され、その財源は先ほど言いましたように、これまで3分の1ずつ負担していたものでございます。こちら沖縄県と協議を重ねた結果、今年度の交付を受けるものでございます。

10款諸収入1億6,852万4,000円。前年度と比べ201万8,000円の増となっております。

次に、102・103ページをお開きください。

3項雑入4目第三者納付金1億2,698万6,000円となっております。交通事故などのけが等の治療で広域連合が立替払いを行った場合、加害者へ請求する損害賠償金で、過去3年の実績の平均で計上しております。

以上が歳入の主な説明となります。

続きまして、歳出の主な内容について御説明い

たします。

106・107ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費9億1,494万7,000円、前年度と比べ7,131万1,000円の増となっております。

増の主な要因としましては、会計年度任用職員の報酬及び期末手当等の増、109ページ、12節委託料の債権管理システム導入業務委託料、18節負担金補助及び交付金の後期基盤システム運用管理負担金の新設による増でございます。

2項賦課徴収費1目賦課徴収費2,154万9,000円。前年度と比べ2,060万2,000円の増となっております。増の主な要因はリーフレット作成委託料や、それにかかる郵送費の計上によるものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目療養給付費1,614億7,945万6,000円。前年度と比べ170億6,576万9,000円の増となっております。これまでの実績、被保者数の伸び、1人当たりの医療費の伸び等により算出しております。

2目訪問看護療養費25億6,145万2,000円。前年度と比べ4億819万5,000円の増となっております。訪問看護を受けた際に支給されるものです。

110・111ページをお開きください。

5目審査支払手数料3億1,506万9,000円。前年度と比べ2,707万6,000円の増となっております。国保連合会への療養費等の請求に関する審査及び支払いに対する手数料でございます。

2項高額療養諸費1目高額療養費119億9,274万3,000円。前年度と比べ41億8,694万5,000円の増となっております。自己負担額が限度額を超えた場合に支給されるものです。

2目高額介護合算療養費1億4,844万1,000円。前年度と比べ1,437万5,000円の増となっております。後期高齢者医療と介護保険の両方の負担額の合算で、限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

3項その他医療給付費1目葬祭費2億26万円、前年度と比べ3,230万円の増となっております。

2目その他医療給付費7億1,501万6,000円。前年度と比べ1億1,168万2,000円の増となっております。

その内容につきましては、あんま・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金1億5,556万3,000円。前年度と比べ2,388万3,000円の増となっております。著しい高額な医療費の発生による財政への影響を緩和するため、各広域連合の拠出金を財源として国保中央会が実施する事業への拠出金及び事務費であります。

112・113ページをお開きください。

5款支払基金拠出金1項支払基金拠出金1目出産育児支援金1億221万円となります。この拠出金は、令和6年度より施行されます出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの新たな支援金拠出となります。

6款保健事業費1項健康保持増進事業費1目健康診査費4億3,379万2,000円。前年度と比べ2,254万7,000円の減となっております。

2目その他健康保持増進費5億2,887万6,000円。前年度と比べ8,589万円の増となっております。増の要因としましては、保健事業と介護予防の一体化実施委託料において、参加市町村数が令和5年度の27市町村から令和6年度37市町村へ増加する見込みであります。

114ページをお開きください。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金3,204万9,000円。前年度と比べ176万3,000円の減となっております。

10款予備費として280万3,000円を計上してございます。不測の事態に備えての予備的経費でございます。

以上が令和6年度特別会計の歳入歳出の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第10、これより一般質問を行

います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

伊佐園恵議員、登壇を願います。

○伊佐園恵議員。

7番、南風原町の伊佐園恵でございます。

一般質問を行います。

1.DX課の設置をしてほしいが、どうか。

(1)マイナンバーカードの普及も進み、人材を確保すべきところへ適切に配置し、DXによって対応することにより人材不足を防ぎ、さらに人為的ミスを減らしていけると考えるため、DX課の設置ができないかでございます。よろしく願います。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

それでは、伊佐議員の御質問にお答えいたします。

当広域連合において、DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術を用いて業務の効率化を図ることを目的としたものと考えます。DXを推進することにより迅速な行政サービスの提供が行えるものと考えており、DXの推進は大変重要であると認識しております。

現在、当広域連合においては、会議・研修等をオンライン会議にて実施、CD等の媒体による銀行取引をデータ転送処理にて実施、療養費申請書OCRシステムの導入を検討するなど、各課においてDXの取組を実施しているところであります。

DXに関する部署の新設につきましては、マイナポータルに係る業務の手続の多くが構成市町村において実施されるものであることから、広域連合におきましては早急に実施する必要性が低いと思われ、現在、検討には至っておりませんが、今後、各課からITに長けた職員を1名程度選任し、DXを推進するチームを設ける方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

伊佐園恵議員。

○伊佐園恵議員

再質問させていただきます。

委員会の設置、ありがとうございます。

総務省からは、自治体に向けても会社員や子育て中の議員、病気や障害で議場に來れない議員のために、一般質問のみオンラインで行うということを規則で定めれば可能と認めております。

本連合でも少しでもDX改革が進んでほしいなと思っているところであります。委員会の設置をするということでしたので、ぜひ前向きに、早目に進めてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

伊佐議員の御質問にお答えします。

当広域連合においては、各課におきましてDXの取組を実施しているところではありますが、DXの推進に当たり、その役割がより重要度を増した場合においては課の新設等を検討してまいりたいと思っております。

○議長(金城由美)

伊佐園恵議員。

○伊佐園恵議員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。答弁はよろしいです。

以上で終わります。

○議長(金城由美)

これをもって、伊佐園恵議員の一般質問を終わります。

続きまして、糸数貴子議員の一般質問を許します。

糸数貴子議員、登壇を願います。

○糸数貴子議員

おはようございます。那覇市選出の糸数貴子です。

通告書を読み上げて一般質問を行います。

1. 職員について。

(1) 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての対象者は誰か。

それから、その中に市町村からの派遣職員、会

計年度任用職員を含んでいるのか。

(2) 総務省は、5月2日に常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、常勤職員の給与の改定に係る取扱いについて準じて改定することを基本とするよう通知をしているが、給与改定と遡及について伺う。

(3) プロパー職員の採用について、他県の連合の状況と本連合における見解を伺う。

2番、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

条例改正による被保険者への影響と見解を伺う。

以上です。再質問、要望は自席にて行います。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

糸数議員の後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての対象者は誰か、市町村からの派遣職員、会計年度任用職員は含むのか、についてお答えいたします。

本条例の対象者につきましては、会計年度任用職員は含まず、当広域連合職員を対象としております。ただし、当広域連合職員の給与改正につきましては、派遣元の構成市町村の給与改定に基づき、広域連合より支給するものでございます。

また、会計年度任用職員の給与につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給し、期末手当、勤勉手当につきましては、職員の給与に関する条例を準用しております。

次に、(2) 会計年度任用職員の給与改正及び遡及についてお答えいたします。

総務省より「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」(令和5年5月2日付け総行給第21号)による「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」とありますので、その通達を踏まえて支給するものとし、また、遡及につきましても職員の

給与改定に準じて実施する予定でございます。

次に、(3)プロパー職員の採用について、他県の連合の状況と本連合会における見解についてお答えいたします。

まず、プロパー職員の採用に関する広域連合の見解ですが、当広域連合では、プロパー職員を広域連合で採用した正規職員として位置づけております。

現在、当広域連合では、各市町村より派遣された職員によって円滑な運営が行われており、派遣元市町村に対しましては、制度の適切な執行を行う上で老人医療・後期高齢者医療・国保担当または経験者や、やる気のある職員を優先して派遣していただくよう依頼しているところでございます。

プロパー職員の採用につきましては、業務に関する知識、ノウハウを蓄積することが可能と考え、安定した制度運営が行えると評価されておりますが、当広域連合においては、市町村派遣職員及び会計年度任用職員による組織体制によって安定した制度の運営体制が構築されているため、現在におきましてはプロパー職員の採用は考えておりません。

次に、他県の広域連合の状況についてお答えいたします。

プロパー職員の採用につきまして九州地区の広域連合を調査したところ、7団体中、プロパー職員を採用している団体はないことを確認しております。

今後、当広域連合におきましても、プロパー職員の採用につきましては他広域連合の動向も注視し、引き続き慎重に対応する必要があると考えております。以上でございます。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

糸数貴子議員の2番目の御質問、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、条例改正による被保険者への影響と見解を伺う、についてお答えいたします。

今年度令和5年度の保険料率は、所得割率が8.88%、均等割額が4万8,440円となっております、今

回の条例改正案では、所得割率が11.60%、均等割額が5万6,400円となり、被保険者への影響として所得割率は2.72ポイントのアップ、均等割額は7,960円の増となります。

所得割率について、年金収入が211万円以下の方を対象に所得割率を2年にかけて段階的に引き上げることとなっており、令和6年度は10.18%、令和7年度に11.60%になります。

また、所得の低い方の軽減措置として、世帯(世帯主及び被保険者)の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。7割軽減の場合は1万6,920円に、5割軽減の場合は2万8,200円に、2割軽減の場合は4万5,120円に軽減となります。

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除いた医療給付費のうち、国・県・市町村からの公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、残りの約1割を後期高齢者が負担する保険料で賄うことになっております。賄う保険料の総額から所得割額の保険料率と均等割額を算出し、設定を行っております。

沖縄県後期高齢者医療制度を維持するために今回、所得割率と均等割額の引上げを行っております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

順次、再質問をさせていただきます。御回答ありがとうございました。

まず職員についてなんですけれども、(1)で今回給与改定するけれども、市町村の職員については市町村からの改定によるものということで、今回は改定の対象者はいないという認識で、いないというわけではないけれども、正職員の給与として改定していかなければならないという認識でよろしいですか。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

糸数議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました、ちょっと言葉足らずですみません。

当広域連合の給与改正につきましては、こちらの給与表にはプロパー職員を対象としているものでありまして、派遣された広域連合職員につきましては、各構成市町村のほうで給与改定を行った後、それをこちらのほうで報告を受け、支給するものということになっておりますので、給与改定は行うということになります。以上でございます。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

ありがとうございます。

給与改定が行われることで、また会計年度任用職員の給与改定にも影響していくということだと思っておりますけれども、今回遡及について遡及しますということだったんですけれども、今ぱっと見てこの予算とか補正予算でもその内容が見えないものですから、どのような形で今後遡及していくのかということの具体的な作業の流れをお願いします。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦管理課長。

○管理課長(嘉陽宗彦)

それでは、糸数議員の再質問にお答えいたします。

予算の支出につきましては、会計年度任用職員全員21名分、約277万円ではありますが、そのうち育児休業や無休・休暇等による支出の減少がありますので、実際の不足分といたしまして50万円を節内及び節外流用により対応することを予定しております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

今年度からしっかりと遡及をしていくということで理解しました。ありがとうございます。

3番目のプロパー職員についてなんですけれども、九州では7団体中ゼロということで理解しました。

どうしてこのような質問をしたかといいますと、会計年度任用職員さんの中ではかなり作業に精通して、この人をそのままずっと雇い続けたらいいのになという方もいらっしゃるんじゃないかと

思いまして、正規職員にすることで安定した雇用ということも含めて、今後別に九州に準ずることなく、当広域連合でしっかり検討をしていただきたいなど、これは要望して終わります。

次の2番の再質問に移ります。

全体的に保険料の増額ということで、ちょっと具体的なイメージが湧かないものですから、ホームページに単身世帯の場合のモデル計算であったり、それから夫婦2人世帯の計算のモデルの数字が並んでいるんですけど、どれぐらいの金額がそれぞれのモデル世帯が上るのかというのを示していただけますか。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

糸数議員の再質問にお答えいたします。

ホームページに掲載されております単身世帯で年金収入モデル世帯の場合、168万円の年金収入では、4,338円アップの3万2,190円。197万円の年金収入では、9,700円アップの7万2,992円。221万5,000円の年金収入では、2万5,000円アップの12万4,580円。222万円の年金収入では、1万5,448円アップの12万5,160円となっております。

夫婦世帯の年金収入で、妻の収入が80万円のモデル世帯では、夫の年金収入が168万円の場合、夫の保険料は4,338円アップの3万2,190円、妻は2,388円アップの1万6,920円。夫の年金収入が226万円の場合2万3,836円アップの11万2,880円、妻は3,980円アップの2万8,200円。夫の年金収入が275万円の場、夫は3万9,552円アップの18万6,640円、妻は6,368円アップの4万5,120円。夫の年金収入が276万円の場、夫は3万136円アップの18万7,800円、妻は逆に3,320円ダウンの4万5,120円となります。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

細かい数字、ありがとうございました。

大体どの収入でも、一部減になるとしても世帯では増になるということで、どの階層というか、収入によっても負担が増えるということは今明らかになったかなと思います。

高齢者は、収入は増えないけれどもいろいろな物価高騰だったり支出は増えていくということで、先ほど我謝議員からの質疑もありましたけれども、本当にこれどうなんだろうというふうに思うところです。

高齢者の生活を圧迫していくいろいろな要素がある中で、国が高齢者施策にお金がかかるから若者への施策にお金が回せないんだというような論調であったり、そういう世論が意図的なのかなと思うぐらいにつくられているところなんですけれども、本来であれば防衛費にかけるのかとか、別の本当に欠けているところ、高齢者の福祉、あるいは高齢者に限らず生活の予算に回すべきだと、私は考えます。

私たち世代は高齢者も抱え、それからまた子供、孫の世代にも援助したいと思っているところなんですけれども、高齢者のいろいろな支出が増えていく、保険料のアップという言い方ですけれども、実質的な増税につながるようなことがありますと、ここが厳しくなれば、また中間の世代の親に援助をするということで必要になっていくわけで、ここにも見えない増税が、そして子供たち世代にも援助しないといけないということで、本当にこれは国が責任を持って取り組むべきことだと思います。

先ほど連合長から、この議論をここでするのはどうなんだというお話もありましたけれども、連合長からはちゃんとしっかり国に訴えていくというお話がありました。そこはすごく心強いことだと思っています。

ぜひ高齢者の生活を守るための、高齢者の医療を守るための連合だということで、先ほどありました子育て支援給付金のような形で、もっと別のものも今後入ってくるんじゃないかと、全世代で負担するんだという言葉で、ほかの何か要素として入ってくるとしたら、やっぱりどんどん保険料の増税ということで上がっていくと思いますので、そこはしっかりと連合、全国で連携しながら、国が責任を持って福祉にお金をかけてくださいということを訴えていっていただきたいと思います。

私からそれをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(金城由美)

これをもって、糸数貴子議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第11、これより討論・採決を行います。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(金城由美)

続きまして、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(金城由美)

議案第3号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第3号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第4号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第4号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第5号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第5号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(金城由美)

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長(金城由美)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(金城由美)

これで、令和6年第1回沖縄県後期高齢者医療

広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時36分 閉会)